**平成２７年（フ）第２５７号**
岡山県倉敷市西中新田382番地　パレーシャル片山１―102、旧住所岡山県倉敷市宮前380番地39
債務者　岡本　祐子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４０３号**
広島市中区本通８番11―303号
債務者　髙木　浩二
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂倉　敬済
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第６４号**
福島市南沢又字上並松18番地の24
債務者　石下　華澄
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関根　未希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福島地方裁判所

**平成２７年（フ）第９１号**
山形市小白川町４丁目28番３号
債務者　齋藤　浩信
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦野　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２４号**
山梨県大月市大月１丁目19番８号
債務者　井上　眞二
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２７年（フ）第２５号**
山梨県富士吉田市下吉田４丁目10番９号
債務者　加々見勝代
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２７年（フ）第２６２５号**
大阪市港区波除４丁目８番７―1007号
債務者　山根　章二
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１６４号**
北海道紋別市落石町６丁目27番地の１　学園第３団地Ｌ棟304
債務者　松田由喜子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
旭川地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第１７２号**
北海道北斗市久根別１丁目５番２号
債務者　小島かおり（旧姓大門・成田）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第３７号**
山形県南陽市宮内336番地の６　市営関口住宅Ｂ―３
債務者　戸田　大輔
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２７年（フ）第１１５号**
千葉県富里市立沢新田48番地95　サニーハイツＢ―２号室
債務者　吉野　秀樹
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１２１号**
千葉県佐倉市山崎420番地18　山崎第一サンコーポ201号室
債務者　齋藤　　博
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１２７号**
千葉県四街道市四街道1521番地54　サニーハイツ205号室
債務者　田村　浩志
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１４０号**
千葉県四街道市下志津新田2530番地４　ウィスタリアハイツ102号
債務者　志村　弘和
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第２３４号**
川崎市川崎区浅田３丁目17番７号　ドルチェクオリテー101
債務者　高橋　利通
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２７年（フ）第９４号**
高知市長浜3817―１　長浜東大ト子改良住宅13号棟26号、住民票上の住所高知市介良乙3067番地１　芝マンション202号
債務者　下村　俊二
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１３４号**
高知市鴨部１丁目21番16号　吉田アパート１Ｆ
債務者　西森　豊廣
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係